

事 務 連 絡
平成28年9月28日

各検疫所 御中

医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部
監視安全課輸入食品安全対策室

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(チリ産キウイのフェンヘキサミド)

標記については、平成28年7月1日付け生食輸発0701第1号により検査命令の実施を通知し、登録検査機関の受託体制が整うまでの間は、輸入者に対し自主検査を指導することとしたところです。

今般、登録検査機関における検査命令の受託体制が整ったことから、チリ産キウイ及びその加工品について、フェンヘキサミドに係る検査命令を実施するようお願いいたします。

(参考)

平成28年9月23日現在のフェンヘキサミドに係る検査命令受託可能検査機関
一般財団法人 食品環境検査協会
一般財団法人 日本冷凍食品検査協会